

第1回環境影響評価制度検討特別部会での指摘事項について

資料1

第1回特別部会で委員からいただいた御指摘等に対する対応は、次のとおりである。

項目	指摘、意見等	対応
施設更新時の 手続の明確化	道路の改築に「地下移設、高架移設その他の移設」を追加すべき。(町田委員)	資料3別紙「更新」の視点での対象事業の整理」を参照
	工場の更新に事務所等も含まれるか。(平手委員)	工場内にある事務所など、生産施設(工場立地法施行規則第2条)以外の施設についても更新があった場合には、敷地面積及び建築面積の要件に含める。
	駐車場と一体となった商業施設について、駐車場の更新があれば対象となるが、それが無い場合、商業施設の更新を対象としなくてよいのか。(平手委員)	大規模小売店舗立地法は、大型の商業施設について、交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する周辺の地域への配慮を求めている。店舗面積の合計が1000㎡を超える店舗を新設又は変更するときは、届出対象となる。その場合、届出内容の公告・縦覧、説明会開催、区市町村や周辺住民等からの意見聴取、設置者に対する都の意見・勧告等の手続が行われる。 委員の御指摘のように、駐車場の更新がなく、店舗のみの更新があった場合にも、大規模小売店舗立地法による新設又は変更の届出の対象となる。なお、これまで駐車場要件で都のアセスメント案件となった商業施設のうち、手続が完了したものについては、全て大規模小売店舗立地法の届出が行われている。
	ごみ処理施設は処理能力で要件を定めているのに、産業廃棄物の中間処理施設は面積で要件を定めている理由は何か。(奥委員)	産業廃棄物の中間処理施設は、ごみ処理施設と比べて受け入れる廃棄物が多種多様であることから、面積で要件を定めている。
	今回更新の対象外とした事業は、理由を資料に記載すべき。(奥委員) 今後に向けてどのように対応すべきか分かるように説明を付すべき。(柳委員)	資料3別紙「更新」の視点での対象事業の整理」を参照

	風力発電のように法アセスメントの対象であるが条例対象でない事業について、将来的に可能性のあるものを対象としなくてよいか。(柳委員)	将来の事業の可能性も踏まえながら、今後検討していく。
	高層建築物等を減築した場合、風環境は悪くなる場合もあるが、アセスメントの対象とならないのか。(平手委員)	高層建築物等が更新後減築となった場合でも、更新により設置する高層建築物等が更新の規模要件を満たしていればアセスメントの対象となる。その際、付随する建築物も併せて更新される場合には、アセスメント対象となる。
事業者のより主体的な手続実施の仕組み	審議会で事業者が出席し、説明する仕組みを検討すべき。(柳委員)(奥委員)	資料5「審議会への事業者の出席について」を参照
その他	条例第91条の氏名等公表規定を見直すべき。(奥委員)	資料6「氏名等の公表に係る条例規定の見直しについて」を参照
	都は、これまでアセスメント制度を規制の一環として捉えてきたが、今後は、自主的なアセスメントについても検討すべき。(柳委員)	国や他自治体の動向等を踏まえながら、今後検討していく。
	計画段階アセスメントについては、平成13年10月の総合環境アセスメント試行審査会の答申で、民間の計画に適用対象を拡大することを今後の検討課題としている。実績の検証を踏まえ、対象拡大について、少し時間をかけて検討すべき。(奥委員) 今回の答申にも課題を明示し、見直しについて道筋をつけるべき。(柳委員)	これまでの実績等を十分検証の上、今後検討していく。

第1回特別部会に御欠席の委員からいただいた御指摘等に対する対応は、次のとおりである。

その他	アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方について検討すること。(藤倉委員)	他自治体の動向等を踏まえながら、今後検討していく。
-----	---	---------------------------

環境影響評価制度検討特別部会での検討事項の整理

1 諮問事項

(1) 本制度の手続の明確化を中心とした見直し

①施設更新時の手続の明確化	
施設の「更新」に係る環境影響評価手続について【資料3】	第1回、第2回
②事業内容等変更時の手続要件の明確化	
事業内容等の変更時の要件の明確化について【資料4】	第2回
③その他	

(2) 本制度の運用上の課題の見直し

①事業者のより主体的な手続実施の仕組み	
審議会への事業者の出席について【資料5】	第2回
②その他	
氏名等の公表に係る条例規定の見直しについて【資料6】	第2回

2 その他検討事項

- ・ 計画段階アセスメントの課題整理、今後の方向性の検討
- ・ 自主的なアセスメントの制度検討
- ・ 対象事業の追加検討
- ・ アセスメント図書の電子データ化とその公表のあり方の検討

【検討事項】

- (1) 本制度の手続の明確化を中心とした見直し
①施設更新時の手続の明確化

資料 3

施設の「更新」に係る環境影響評価手続について

1 「更新」の定義

既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）

と同一敷地内で、既存の施設の全部又は一部の除却及び当該施設

と同一種類の施設の設置をする行為（※）

※補修工事等施設の保全のために行うものその他知事が認める

ものを除く。

2 「更新」の視点での対象事業の整理

別紙のとおり

「更新」の視点での対象事業の整理

- 注1 今回追加する部分は、下線部
 注2 「事」は事業段階アセスメント、「計」は計画段階アセスメントの要件
 注3 増設と更新を同時に実施する場合、更新部分の規模に増設部分の規模を合算して、更新の規模として算定する。

1 線の開発事業

事業	新設等	増設等	更新
道路の新設又は改築	【新設】 ・高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」全て ・その他の道路（4車線以上）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上	【改築】 ※1 ・高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」1 km以上※2 ・その他の道路（4車線以上※3）：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上	【更新】 ・高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」 <u>1 km以上※2</u> ・その他の道路（4車線以上※3）：「事」 <u>1 km以上※2 / 「計」2 km以上</u>
※1 「改築」は、車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線、変速車線を除く。）の数が増加すること、 <u>新たに道路（改築後の車線の数が四以上であるもの）を設けること又は地下移設、高架移設その他の移設をいう。</u> ※2 新設、改築又は更新する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、 <u>軽微なものとして知事が認めるものを除き、対象とする。</u> ※3 改築又は更新については、改築又は更新の結果4車線以上になるものを含む。			
鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良	【建設】 ・鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」全て / 「計」新幹線を除く全て	【改良】 ※1 ・鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」1 km以上※2 / 「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。）	【更新】 ・鉄道（専用鉄道を含む。）、軌道又はモノレール：「事」 <u>1 km以上※2 / 「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。）</u>
※1 「改良」は、本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）、地下移設、高架移設その他の移設に限る。 ※2 改良又は更新する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、 <u>軽微なものとして知事が認めるものを除き、対象とする。</u>			

7

事業	新設等	増設等	更新
送電線路の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上かつ長さ1km以上 	<p>【延長・昇圧】</p> <ul style="list-style-type: none"> 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上かつ延長する区間の長さ1km以上 送電線路（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上に変更（昇圧）かつ変更する区間の長さ1km以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>送電線路（架空線のものに限る。）：「事」更新により設置する送電線路の電圧17万V以上かつ長さ1km以上</u>

2 規模要件に敷地面積等が含まれる事業

事業	新設等	増設等	更新
工場の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」敷地面積 9000 m²以上又は建築面積の合計 3000 m²以上／「計」敷地面積 18000 m²以上又は建築面積の合計 6000 m²以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」増加する敷地面積 4500 m²以上かつ増設後敷地面積 9000 m²以上又は増加する建築面積 1500 m²以上かつ増設後建築面積の合計 3000 m²以上／「計」増加する敷地面積 9000 m²以上かつ増設後敷地面積 18000 m²以上又は増加する建築面積 3000 m²以上かつ増設後建築面積の合計 6000 m²以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場：「事」更新後の敷地面積 <u>9000 m²以上</u>又は更新により設置する建築物の建築面積の合計 <u>3000 m²以上</u>／「計」更新後の敷地面積 <u>18000 m²以上</u>又は更新により設置する建築物の建築面積の合計 <u>6000 m²以上</u>
終末処理場の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」敷地面積 5ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」敷地面積 10ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」増加する敷地面積 2.5ha 以上かつ増設後敷地面積 5ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 50 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」更新後の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 <u>5ha 以上</u>又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 <u>100 t/日以上</u>／「計」更新後の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 <u>10ha 以上</u>又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 <u>200 t/日以上</u>

事業	新設等	増設等	更新
産業廃棄物の中間処理施設の設置又は変更	【設置】 ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」敷地面積 9000 m ² 以上又は建築面積 3000 m ² 以上	【増設】 ・産業廃棄物の中間処理施設：「事」増加する敷地面積 4500 m ² 以上かつ増設後敷地面積 9000 m ² 以上又は増加する建築面積 1500 m ² 以上かつ増設後建築面積 3000 m ² 以上	【更新】 <u>・産業廃棄物の中間処理施設：「事」更新後の敷地面積 9000 m²以上又は更新により設置する建築物の建築面積 3000 m²以上</u>
卸売市場の設置又は変更	【設置】 ・卸売市場：「事」敷地面積 10ha 以上／「計」敷地面積 20ha 以上	【増設】 ・卸売市場：「事」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上／「計」増加する敷地面積 10ha 以上かつ増設後敷地面積 20ha 以上	【更新】 <u>・卸売市場：「事」更新後の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 10ha 以上／「計」更新後の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 20ha 以上</u>
第二種特定工作物の設置又は変更	【設置】 ・第二種特定工作物：「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）	【増設】 ・第二種特定工作物：「事」増加する事業区域面積 20ha 以上かつ増設増加後事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 7.5ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 10ha 以上）／「計」増加する事業区域面積 40ha 以上かつ増設増加後事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 20ha 以上）	【更新】 <u>・第二種特定工作物：「事」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上）</u>

(更新の対象外とする理由)

3 規模要件を施設の能力で定めている事業

事業	新設等	増設等	更新
発電所の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火力発電所：「事」出力合計 11.25 万 kW 以上 ・水力発電所：「事」出力合計 2.25 万 kW 以上 ・地熱発電所：「事」出力合計 7500kW 以上 ・原子力発電所：「事」全て 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火力発電所：「事」増加する出力合計 5.625 万 kW 以上かつ増設後出力 11.25 万 kW 以上 ・水力発電所：「事」増加する出力合計 1.125 万 kW 以上かつ増設後出力 2.25 万 kW 以上 ・地熱発電所：「事」増加する出力合計 3750kW 以上かつ増設後出力 7500kW 以上 ・原子力発電所：「事」全て 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火力発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>11.25 万 kW 以上</u> ・水力発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>2.25 万 kW 以上</u> ・地熱発電所：「事」更新により設置する施設の出力合計 <u>7500kW 以上</u> <p>原子力発電所 現在、都内に該当する施設がない。</p>
石油貯蔵所の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油貯蔵所：「事」貯蔵能力合計 3 万 kL 以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油貯蔵所：「事」増加する貯蔵能力 1.5 万 kL 以上かつ増設後の貯蔵能力合計 3 万 kL 以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油貯蔵所：「事」更新により設置する石油貯蔵所の貯蔵能力合計 <u>3 万 kL 以上</u>
ごみ処理施設の設置又は変更	<p>【設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設で、焼却施設、ばいじん又は焼却灰の処理施設、高速堆肥化処理施設、破碎施設、選別施設、固形燃料化施設。以下同じ。）：「事」処理施設の種類ごとの処理能力合計 200 t/日以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設：「事」増加する処理施設の種類ごとの処理能力合計 100 t/日以上かつ増設後の処理能力合計 200 t/日以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設：「事」更新により設置する処理施設の種類ごとの処理能力合計 <u>200 t/日以上</u>

事業	新設等	増設等	更新
し尿処理施設の設置又は変更	【設置】 ・し尿処理施設：「事」処理能力合計 100kL/日以上	【増設】 ・し尿処理施設：「事」増加する処理能力合計 50kL/日以上かつ増設後の処理能力合計 100kL/日以上	【更新】 <u>・し尿処理施設：「事」更新により設置する処理施設の処理能力合計 100kL/日以上</u>
自動車駐車場の設置又は変更	【設置】 ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）	【増設】 ・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」増加する同時駐車能力 500 台以上かつ増設後同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」増加する同時駐車能力 1000 台以上かつ増設後同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）	【更新】 <u>・自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用を除く。）／「計」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用を除く。）</u>

4 規模要件をその他の方法で定めている事業

事業	新設等	増設等	更新
飛行場の設置又は変更	【新設】 ・陸上空港等又は陸上ヘリポート：「事」全て／「計」全て	【滑走路の新設等】 ・滑走路の新設又は位置の変更：「事」全て／「計」全て ・滑走路の延長：「事」等級の変更を伴うもの又は A 級着陸帯若しくは a 級滑走路の場合については陸上空港等は 500m 以上、陸上ヘリポートは 50m 以上の延長	【更新】 <u>・陸上空港等又は陸上ヘリポート：「事」全て／「計」全て</u>
ふ頭の新設	【新設】 ・ふ頭：「事」係船岸の水深 12m 以上かつ長さ 240m 以上／「計」係船岸の水深 15m 以上かつ長さ 480m 以上		【更新】 <u>・ふ頭：「事」更新により設置するふ頭の係船岸の水深 12m 以上かつ長さ 240m 以上／「計」更新により設置するふ頭の係船岸の水深 15m 以上かつ長さ 480m 以上</u>
住宅団地の新設	【新設】 ・住宅団地：「事」住宅戸数 1500 戸以上／「計」住宅戸数 3000 戸以上		【更新】 <u>・住宅団地：「事」更新により設置する住宅戸数 1500 戸以上／「計」更新により設置する住宅戸数 3000 戸以上</u>
高層建築物の新築	【新築】 ・高層建築物：「事」高さ 100m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 10 万㎡超（駐車場面積を含む。）※		【更新】 <u>・高層建築物：「事」更新により設置する高層建築物の高さ 100m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 10 万㎡超（駐車場面積を含む。）※</u>
※ 特定の地域については、高さ 180m 超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積 15 万㎡超（駐車場面積を含む。）			

(更新の対象外とする理由)

5 施設更新の対象外の事業

事業	新設等	増設等	更新
ダムの新築	【新築】 ・ダム:「事」高さ15m以上かつ湛水面積75ha以上		更新は、想定できない。
堰の新築 又は改築	【新築】 ・堰:「事」湛水面積75ha以上	【改築】 ・堰:「事」増加する湛水面積37.5ha以上かつ改築後湛水面積75ha以上	調査中
湖沼水位 調節施設 の新築	【新築】 ・湖沼水位調節施設:「事」施設が設置される土地の面積及び施設操作により露出する水底の最大水平投影面積の合計75ha以上		現在、都内に該当する施設がない。
放水路の 新築	【新築】 ・放水路:「事」河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上又は75ha以上の土地の形状を変更するもの/「計」河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上		現在、都内に該当する施設がない。
ガス製造 所の設置 又は変更	【設置】 ・ガス製造所:「事」製造能力合計150万Nm ³ /日以上	【増設】 ・ガス製造所:「事」増加する製造能力合計75万Nm ³ /日以上かつ増設後製造能力合計150万Nm ³ /日以上	現在、都内に該当する施設がない。
石油パイ プライン の設置又 は変更	【設置】 ・石油パイプラインの導管(地下に埋設する部分を除く.):「事」15km超	【延長】 ・石油パイプラインの導管(地下に埋設する部分を除く.):「事」延長する部分の長さ7.5km以上かつ延長後の長さ15km以上	現在、都内に該当する施設がない。

一般廃棄物又は産業廃棄物の陸上最終処分場の設置又は変更	【設置】 ・陸上最終処分場：「事」埋立面積1ha以上又は埋立容量5万m ³ 以上（特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m ² 以上）	【増設】 ・陸上最終処分場：「事」増加する埋立面積5000m ² 以上かつ増設後埋立面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m ³ 以上かつ増設後埋立容量5万m ³ 以上（特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m ² 以上かつ増設後埋立面積1000m ² 以上）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">更新は、想定できない。</div>
埋立て又は干拓	【埋立て又は干拓】 ・「事」埋立て又は干拓面積15ha以上／「計」埋立て又は干拓面積30ha以上		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">更新は、想定できない。</div>
流通業務団地造成事業	【流通業務団地造成事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;">面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</div>
土地区画整理事業	【土地区画整理事業の施行】 ・「事」事業区域面積40ha以上（樹林地等を15ha以上含む場合は20ha以上）／「計」事業区域面積80ha以上（樹林地等を30ha以上含む場合は40ha以上）		
新住宅市街地開発事業	【新住宅市街地開発事業の施行】 ・「事」施行区域面積40ha以上		
工業団地造成事業	【工業団地造成事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		
市街地再開発事業	【市街地再開発事業の施行】 ・「事」施行区域面積20ha以上／「計」施行区域面積40ha以上		

新都市基盤整備事業	【新都市基盤整備事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</p> </div>
住宅街区整備事業	【住宅街区整備事業の施行】 ・「事」施行区域面積 20ha 以上／「計」施行区域面積 40ha 以上		
建築物用の土地の造成	【土地の造成】 ・「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>更新は、想定できない。</p> </div>
土石の採取又は鉱物の掘採	【土、砂利、岩石の採取、鉱物の掘採】 ・「事」施行区域面積（工区を分割する場合は全体の区域の面積）10ha 以上		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>更新は、想定できない。</p> </div>
環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定めるもの			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>規則の定めがない。</p> </div>

【検討事項】

- (1) 本制度の手続の明確化を中心とした見直し
- ②事業内容等変更時の手続要件の明確化

資料 4

事業内容等の変更時の要件の明確化について

1 運用上の課題

条例第 37 条、第 62 条では、対象事業や計画の内容等を変更する場合の知事への届出義務を定めているが、軽微な変更その他規則で定めるものは例外とすることを規定している。しかし、その例外についての具体的な定めはない。

変更届は、アセスメント手続の再手続が必要となる場合があるなど、事業者にとって一定の負担を伴うことから、より適切に運用するため、軽微な変更等に該当し変更を不要とする場合の要件を明確化する必要がある。

2 要件の定め方

資料 4-1「事業内容等の変更時の手続について」のとおり、対象事業全体に共通の要件を定める。

3 関係条文

別紙のとおり

事業段階環境影響評価の手續に係る規定

(変更の届出等)

第六十二条 事業者は、第四十条第一項の規定により調査計画書を提出してから(第二十五条及び第四十条第四項の規定の適用を受けた場合にあつては第四十八条の規定により評価書案等を提出してから、第三十三条第四項の規定の適用を受けた場合にあつては第三十五条において準用する第二十四条の規定により書面を提出してから)第六十八条第一項の規定による工事完了の届出がなされるまでの間に、第四十条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするとき、又は対象事業の実施を中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他規則で定めるものについては、この限りでない。

2 (以下略)

(事業内容の変更による手續の再実施)

第六十三条 知事は、前条第一項の規定による変更の届出があつた対象事業について、当該変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、既に完了している手續の全部又は一部を再度実施するよう求めるものとする。

※ 計画段階環境影響評価の手續については、第37条、第38条に規定

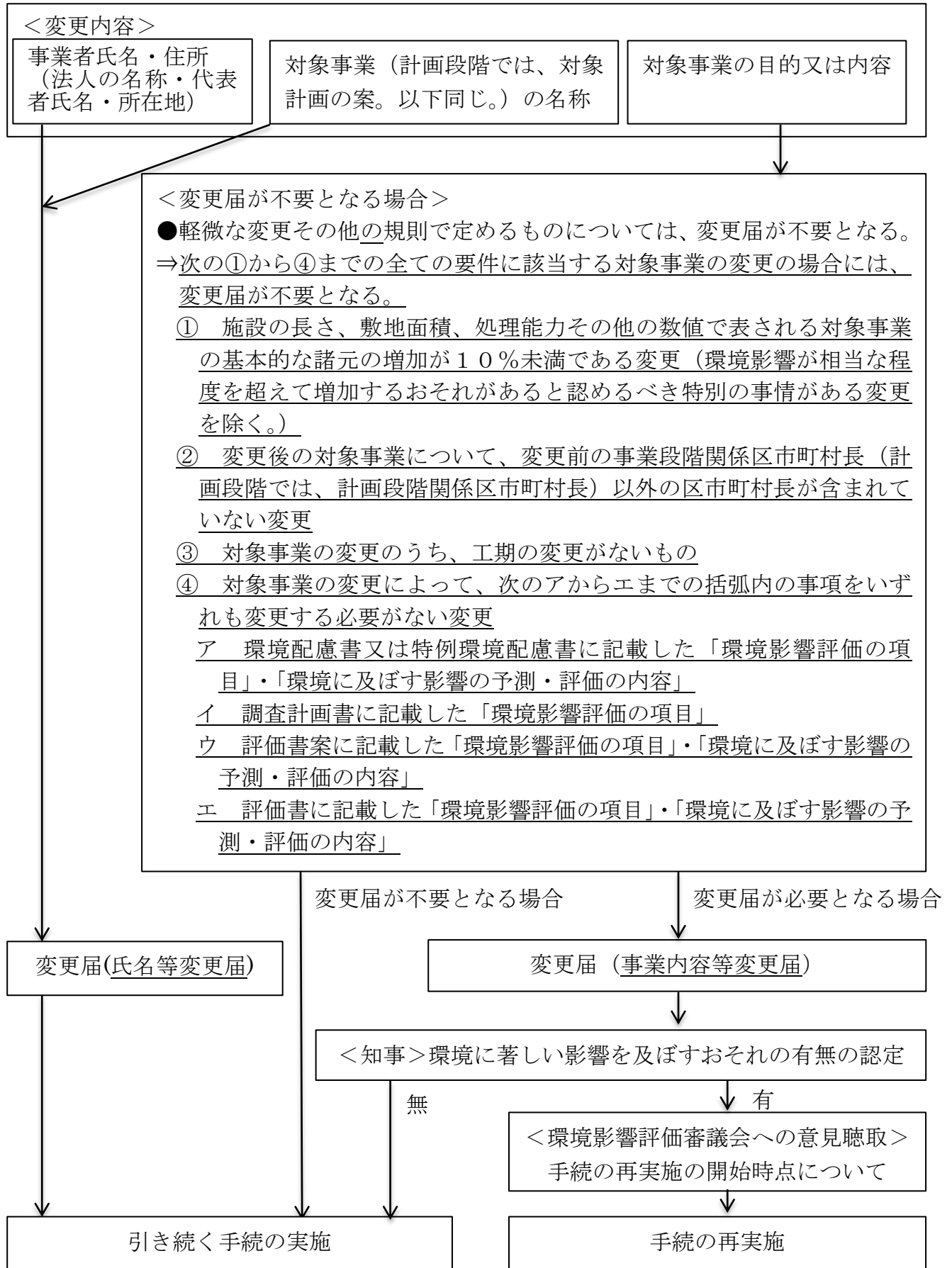
【検討事項】

- (1) 本制度の手続の明確化を中心とした見直し
- ②事業内容等変更時の手続要件の明確化

資料4-1

事業内容等の変更時の手続について

今回追加する部分は、下線部



審議会への事業者の出席について

1 運用上の課題

東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）における対象事業の諮問案件は、現在、事務局である東京都が、案件の説明から審議会委員との質疑対応までの全てを担っている。

環境アセスメント制度は、事業者が主体的に環境の保全について適正な配慮を行う手続の仕組みであり、この趣旨からすれば、審議会に事業者が出席し、説明や意見など審議会からの求めに責任をもって対応することが望ましい。

しかしながら、現行の規定は、審議会への事業者の参加に関する規定がないため見直す必要がある。

2 見直しの方向性

制度の趣旨を踏まえ、審議会は事業者に対して、審議会への出席、審議会において意見や説明を求めることができることを、明文化することとする。

(参考) 他の自治体等の規定 別紙

審議会への事業者の出席について
他の自治体等の規定

横浜市環境影響評価条例

(関係者の意見聴取)

第 55 条 審査会は、第 51 条第 1 項の規定による調査審議を行うため、同条第 2 項の規定による意見を述べるため及び前条第 1 項の規定による特別の事項の調査研究を行うため必要があるときは、事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

相模原市環境影響評価条例

(関係者の出席等)

第 50 条 審査会の会議において必要があると認めるときは、事業者その他関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

千葉市環境影響評価条例施行規則

(会議)

第 95 条

1～3 (略)

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

川崎市環境影響評価に関する条例施行規則

(関係者の出席)

第 77 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

埼玉県環境影響評価技術審議会規則

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

神奈川県環境影響評価審査会規則

(委員でない者の出席)

第 8 条 審査会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、環境影響評価に係る事業を実施する者その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会の設置及び運営に関する要綱

(会議)

第6条 評価委員会の会議は公開とする。

2 評価委員会には、関係者を出席させることができる。また、会長は、必要に応じて、関係者から説明等を求めることができる。

東京都環境影響評価条例施行規則

(事業者又は参考人の出席)

第二十三条 知事は、必要があると認めるときは、都民の意見を聴く会に事業者又は参考人の出席を求めることができる。

氏名等の公表に係る条例規定の見直しについて

1 運用上の課題

条例第91条は、事業者が条例に定める手続を行わなかったときに、直ちに公表するような定め方になっているが、手続的な不備があれば、指導や勧告をし、それでも是正されないときは公表する措置を講じることが一般的である。

東京都は、これまでも手続の確実な遂行を担保するという趣旨から、より早期に是正を図るため指導や勧告を行うものと解してきた。

しかしながら、現行の規定はこの考え方に即していないため見直しが必要である。

2 見直しの方向性

違反があると認められるときは、必要な措置を講ずるよう勧告する規定を新たに設けることとする。

東京都環境影響評価条例

(公表等)

第九十一条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与え、その意見に正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びにその事実を公表しなければならない。

一 この条例に定める手続の全部又は一部を行わなかったとき。

二 第十七条第三項(第三十五条又は第五十三条において準用する場合を含む。)の規定により説明会の開催を求められて、説明会を開催しなかつたとき。

三 第六十一条の規定に違反して、対象事業を実施したとき。

四 第二十七条、第三十八条、第六十三条又は第六十四条の規定により手続の全部又は一部の再度の実施を求められて、手続の全部又は一部を再度実施しなかつたとき。

五 前条の規定により報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 知事は、前項の規定による公表をしたときは、その内容を当該対象事業に係る許認可権者に通知しなければならない。

(参考) 他の自治体の規定 別紙

氏名等の公表に係る条例規定の見直しについて
他の自治体の規定

埼玉県環境影響評価条例

(勧告及び公表)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、知事は、当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 事業者が第二十五条の規定に違反して対象事業を実施したとき。
 - 二 事業者がこの条例の規定に違反して環境影響評価又は事後調査に関する手続その他の行為を行わないとき（前号に掲げる場合を除く。）。
 - 三 事業者が第三十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の求めに応じないとき、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 四 対象事業が評価書に記載された当該対象事業の内容と明らかに異なる内容で実施されている場合であって、その実施により環境の保全に著しい支障を来すおそれがあると認められるとき。
- 2 知事は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

千葉県環境影響評価条例

(勧告及び公表)

第六十五条 知事は、事業者（第一号にあつては、関連事業を実施する者を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置その他の手続を行うよう勧告することができる。

- 一 第三十二条第一項（同条第三項又は第三十五条第四項において準用する場合を含む。）又は第四条第五項の規定に違反して対象事業又は関連事業を実施したとき。
- 二 この条例の規定に違反して環境影響評価、事後調査等その他の手続を行わないとき。
- 三 対象事業を第二十八条第一項（第四十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により縦覧された評価書に記載された当該対象事業の内容と異なる内容で実施しているとき。
- 四 第六条第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条第一項又は第四十条第三項若しくは第四項の規定による指示に従わないとき。
- 五 第六十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 六 前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

- 2 知事は、法対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該法対象事業者に対し、必要な措置その他の手続を行うよう勧告することができる。
- 一 第五十条第一項の規定による届出、第五十一条第一項の規定による届出、第五十二条第一項の規定による提出若しくは同条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出若しくは提出をしたとき。
 - 二 法対象事業を法第二十七条（法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により縦覧された評価書に記載された当該法対象事業の内容と異なる内容で実施しているとき。
 - 三 第五十二条第三項又は第四項の規定による指示に従わないとき。
 - 四 法対象事業に係る工事に着手した後において、第六十三条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 五 前条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 3 知事は、前各項の規定による勧告をした場合において当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

神奈川県環境影響評価条例

（勧告及び公表）

- 第 80 条 知事は、対象事業に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (1) 事業者等がこの条例の規定に違反して手続等を行わないとき。
 - (2) 対象事業が完了し、又は対象事業に係る土地又は工作物の供用を開始するまでの間に、第 72 条の規定により実態を調査した場合又は事業者等に報告を求めた場合において、当該対象事業の実施の状況が予測評価書、条例評価書又は評価書の記載と異なるものであり、かつ、当該対象事業の実施により良好な環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき。
- 2 知事は、事業者等が前項の規定による勧告に従わないときは、規則で定める方法により当該事業者等の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

さいたま市環境影響評価条例

（勧告及び公表）

- 第 55 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 事業者が第 28 条の規定に違反して対象事業を実施したとき。
 - (2) 事業者が、この条例の規定に違反して環境影響評価又は事後調査に関する手続その他の行為

を行わず、若しくは虚偽の手續その他の行為を行ったとき。

(3) 事業者が、第 53 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(4) 対象事業が評価書に記載された当該対象事業の内容と明らかに異なる内容で実施されている場合であって、その実施により環境の保全に著しい支障を来すおそれがあると認められるとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に正当な理由なく従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

千葉市環境影響評価条例

(勧告及び公表)

第 55 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置その他の手續を行うよう勧告することができる。

(1) 第 34 条第 1 項(同条第 3 項又は第 37 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき。

(2) この条例の規定に違反して事前配慮、環境影響評価、事後調査等その他の手續を行わないとき。

(3) 対象事業を第 30 条第 1 項(第 43 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により縦覧された評価書に記載された当該対象事業の内容と異なる内容で実施しているとき。

(4) 第 9 条第 4 項(第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 38 条第 1 項又は第 42 条第 3 項若しくは第 6 項の規定による指示に従わないとき。

(5) 第 53 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(6) 前条第 1 項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 市長は、法対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該法対象事業者に対し、必要な措置その他の手續を行うよう勧告することができる。

(1) 第 47 条第 1 項の規定による届出、第 48 条第 1 項の規定による届出、第 49 条第 1 項の規定による提出若しくは同条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出若しくは提出をしたとき。

(2) 法対象事業を法第 27 条(法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により縦覧された評価書に記載された当該法対象事業の内容と異なる内容で実施しているとき。

(3) 第 49 条第 3 項又は第 7 項の規定による指示に従わないとき。

(4) 法対象事業に係る工事に着手した後において、第 53 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

- (5) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 3 市長は、前2項の規定による勧告をした場合において当該勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

横浜市環境影響評価条例

(勧告)

第64条 市長は、事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行わないとき。
- (2) 虚偽の記載をした配慮書、第2分類事業の判定に係る届出書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査結果報告書を提出したとき。
- (3) 第16条第3項又は第34条若しくは第39条第5項(第43条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第2分類事業(対象事業に該当するものを除く。)又は対象事業を実施したとき。
- (4) 事後調査結果報告書の提出があつた場合その他の場合において、当該対象事業の実施状況が評価書等の記載と異なるものであり、かつ、当該対象事業の実施により良好な環境の保全に支障をきたすおそれがあるとき。

(公表)

第65条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審査会に対し、諮問しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

川崎市環境影響評価に関する条例

(勧告及び事実の公表)

第73条 市長は、前条第1項の規定による指導に従わない事業者に対し、その理由等について意見を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の事業者の意見がなかったとき、又はその意見に正当な理由がないと認めたときは、当該事業者に対し、前条第1項の規定による指導に従うよう勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めると

ころにより、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 事業者の氏名
- (2) 第1項の事業者の意見
- (3) その他規則で定める事項

相模原市環境影響評価条例

(勧告)

第59条 市長は、事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者等に対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) この条例の規定に違反して計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行わないとき。
- (2) 虚偽の記載をした配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書又は事後調査結果報告書を提出したとき。
- (3) 第33条又は第38条第5項(第41条第4項において準用する場合を含む。)の規定に違反して対象事業を実施したとき。
- (4) 事後調査結果報告書の提出があった場合その他の場合において、当該対象事業の実施状況が評価書等の記載と異なるものであり、かつ、当該対象事業の実施により良好な環境の保全に支障を来すおそれがあるとき。

(公表)

第60条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審査会に諮問するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合は、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。